

3. 障がい者(児)の福祉（障がい福祉課）

本市では「障害者基本法」の理念のもと、障がい者のための施策に関する基本的な計画となる「なは障がい者プラン」を平成10年3月に策定して以降、理念の実現に向けた施策の実施に取り組んでいます。

具体的には、障害者手帳の申請受付・認定・交付、障害者総合支援法に基づく居宅介護や就労移行支援などの障害福祉サービスの支給決定、自立支援医療や補装具の給付、特別障害者手当の受付・支給を行うことや、相談支援事業や地域活動支援センター事業などの地域生活支援事業、重度心身障がい者医療費等助成事業などを実施しています。

令和3年3月策定「なは障がい者プラン」では、基本理念を「障がいのある人もない人も、共に輝き暮らしやすいまち、なはをめざして」と定め、「地域共生社会」の実現をめざすとともに、障がい者施策の総合的な推進を図るものとしております。

1) 自立支援給付

● 障害福祉サービス【支援審査G】

① 訪問系サービス（居宅における生活支援のためのサービス）

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

日常生活を営むのに支障のある障がいのある方（児）を対象とし、居宅において食事、入浴、排泄などの身体介護や調理、掃除、洗濯などの家事援助などの日常生活の支援が受けられます。

(2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障がい者であって常に介護を必要とする人を対象とし、居宅における身体介護や家事援助、外出時の移動支援までの総合的なサービスが受けられます。

(3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有し介護が必要な人を対象とし、外出時の移動に必要な情報提供、移動の支援が受けられます。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護が必要な人を対象とし、行動するとき必要な介助や外出時の移動の支援が受けられます。

(5) 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護者が一時的に介護できない場合などに、短期間施設等へ入所して、食事介助や入浴などの支援が受けられます。

(6) 重度障害者等包括支援

常時介護が必要な人の中でも介護の必要性の度合いがとて高いと認められた人を対象とし、居宅介護など複数の障害福祉サービスが包括的に受けられます。

(7) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、理解力や生活力に不安がある場合、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。

② 日中活動系サービス（施設等で日中の活動を支援するためのサービス）

(1) 療養介護

医療が必要な障がいのある方で、常に介護が必要な人を対象とし、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話などが受けられます。

(2) 生活介護

常に介護を必要とする人を対象とし、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供をします。

(3) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(4) 就労移行支援

一般企業への就労を希望する人を対象とし、一定期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(5) 就労継続支援（A型・B型）

一般企業に雇用されることが困難な人を対象とし、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。

(6) 就労定着支援

就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等を経て一般就労した方について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅への訪問等により連絡調整や指導助言を行います。

③ 居住系サービス（入所施設等で夜間や休日の生活を支援するためのサービス）

(1) 施設入所支援

施設に入所している人を対象とし、安定した日常生活が営めるよう、入浴や排せつ、食事の介護などの支援が受けられます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

日中に就労または就労継続支援などのサービスを利用している人を対象とし、少人数で共同生活を行う住居において、世話人により、住居における相談や日常生活上の援助等の支援が受けられます。

(3) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から地域での一人暮らしに移行した方で、理解力や生活力に不安がある場合、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援が受けられます。

④ 地域相談支援

(1) 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している又は精神病院に入院している人を対象とし、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他必要な支援が受けられます。

(2) 地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある方を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等の相談その他必要な支援が受けられます。

⑤ 計画相談支援

障害福祉サービスを利用する場合は、原則としてサービス等利用計画の作成が必要となります。障がいのある方（児）の心身の状況、本人及び家族の意向等を勘案し、総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、支給決定後はサービス等の利用状況の検証や見直し（モニタリング）等のケアマネジメントが受けられます。

⑥ 障がい児通所支援

(1) 児童発達支援

未就学児を対象とし日常生活に必要な動作の指導や集団生活への適応訓練、その他必要な支援が受けられます。

(2) 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要と認められた児童を対象とし、発達支援及び治療が受けられます。

- (3) 放課後等デイサービス
就学児を対象として、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援が受けられます。
- (4) 保育所等訪問支援
保育所等での集団生活ができるように支援が受けられます。
- (5) 居宅訪問型児童発達支援
外出が困難な児童に対し居宅を訪問して日常生活における動作指導や知識技能の付与の支援を行います。

【障害福祉サービス利用者人数の推移】

種別	年度	平成30年度		令和元年度	
		延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
居宅介護		8,810	734	9,015	751
重度訪問介護		1,086	91	1,084	90
行動援護		378	32	390	33
同行援護		1,790	149	1,899	158
短期入所		1,737	145	1,719	143
療養介護		1,120	93	1,150	96
生活介護		11,600	967	11,917	993
自立訓練（機能訓練）		126	11	66	6
自立訓練（生活訓練）		1,431	119	1,304	109
宿泊型自立訓練		227	19	201	17
就労移行支援		2,340	195	1,801	150
就労移行支援（養成施設）		0	0	0	0
就労継続支援（A型）		4,076	340	4,062	339
就労継続支援（B型）		13,291	1,108	14,633	1,219
就労定着支援		164	14	457	38
共同生活介護		0	0	0	0
共同生活援助		3,055	255	3,325	277
施設入所支援		5,943	495	5,860	488
地域移行支援		29	2	44	4
地域定着支援		0	0	0	0
合 計		57,203	4,767	58,927	4,911

【計画相談支援利用人数の推移】

種別	年 度	令和元年度		令和2年度	
		延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計画相談支援		10,533	878	11,746	979

【障がい児通所支援利用者人数の推移】

種別	年度	令和元年度		令和2年度	
		利用者数	月平均利用者数	利用者数	月平均利用者数
児童発達支援		5,318	444	5,833	487
医療型児童発達支援		157	14	174	15
放課後等デイサービス		15,606	1,301	16,650	1,388
保育所等訪問支援		86	8	130	11
合 計		21,167	1,764	22,787	1,899

【障がい児計画相談支援利用人数の推移】

種別	年 度	令和元年度		令和2年度	
		延利用者数	月平均利用者数	延利用者数	月平均利用者数
計画相談支援		3,933	328	4,676	390

⑦ サービスを利用するための手順

(1) 相談

ご利用の前に障がい福祉課または相談支援事業所にご相談ください。どのようなサービスを受けられるか、どのような方が対象となるか等、サービス概要について説明いたします。

(2) 申請

申請用紙に住所、氏名などの必要事項を記入して、障がい福祉課に申請します。その際、障害者手帳等やマイナンバーの分かる書類をお持ちください。

(3) 調査

申請すると障がい福祉課の職員により、障がいの状況についての調査が行われます。この調査は全国統一の調査項目が定められ、医師意見書の一部（24項目）を活用しコンピュータで判定されます。

（調査項目について）

心身の状態や、日常生活、行動面に関する質問です。認定調査項目は、80項目です。

(4) 審査・判定

調査の結果をもとに、審査会で審査・判定が行われ、障害支援区分（サービスの必要程度）が決められます。

※(1)と(2)については順番が前後しても構いません。

※児童にあたっては窓口での面談を行っており、電話等にて事前予約を受け付けています。

⑧ 障害支援区分認定及び調査状況

障がいのある方の心身の状態等により区分1（軽度）から区分6（重度）までの6区分に分かれます。この障害支援区分と介護する人や居宅の状況、本人の意向などにより利用できるサービスの内容や量が決まります。

年度別障害支援区分認定（判定）内訳及び調査件数表

区分の種類		年度			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
介護 給 付 費	区分1	12	12	9	10
	区分2	163	131	136	88
	区分3	198	170	191	142
	区分4	155	107	138	100
	区分5	147	97	100	69
	区分6	153	190	166	70
	非該当	0	0	0	0
小計（認定数）		828	707	740	479
訓練等給付費		486	306	369	456
合計（調査件数）		1,314	1,013	1,109	935

※就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）等については、障害支援区分の認定がなくてもサービスが受けられます。

● 自立支援医療費【給付1G】

① 自立支援医療（更生医療）の給付状況

自立支援医療（更生医療）とは、身体に障がいのある方（18歳以上の身体障害者手帳保持者）が、治療・手術等により障がいを取り除いたり軽減して職業能力を増進し、又は日常生活を容易にすることを目的としています。指定医療機関で医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。世帯の所得等に応じて自己負担上限額

が設けられています。

年度別給付状況 単位：(人)

障害種別	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度	
	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来	入院	外来
腎臓機能障害	756	1,044	758	1,055	744	1,054	762	1,087	755	1,100
心臓機能障害	812	716	929	860	480	357	195	21	192	41
肢体不自由	9	9	26	26	21	19	7	6	6	6
聴覚・平衡機能障害	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1
視覚障害	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
肝臓機能障害	10	11	9	10	10	11	9	10	13	14
その他	88	151	88	144	98	156	111	165	126	181
入院、外来別合計	1,675	1,931	1,812	2,097	1,353	1,597	1,085	1,289	1,094	1,343
総合計	3,606		3,909		2,950		2,374		2,437	

② 精神通院医療費の給付状況

自立支援医療（精神通院）は精神に障がいのある方が、指定医療機関で通院による医療を受けた場合、医療費の補助が受けられます。世帯の所得等に応じて自己負担上限額が設けられています。なお、沖縄県においては、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により自己負担はありません。ただし、訪問看護事業所が行う訪問看護については、自己負担上限額までの自己負担があります。受給者証の交付は、市での申請後、沖縄県の審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。有効期間は1年間です。

病類別自立支援医療

病 類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
統合失調症	2,831	2,851	3,162	3,132	2,752
心因反応	3	2	0	2	2
気分・感情障害	3,444	3,516	4,130	4,277	4,019
非定型精神病	14	10	14	13	9
中毒性精神病	362	370	472	502	510
脳器質性精神病	1,024	1,133	1,424	1,411	1,363
てんかん	772	788	921	939	848
知的障害	49	59	69	79	75
その他	1,431	1,549	1,996	2,262	2,666
合計（人）	9,930	10,278	12,188	12,617	12,244

● 補装具費の支給状況【給付2G】

身体に障がいのある方の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、障がいの内容や程度に応じ、車椅子・補聴器等の補装具費を支給します。支給種目によっては、沖縄県身体障害者更生相談所の判定が必要な場合があります。また、世帯の課税状況等に応じ、費用の一部を負担していただきます。介護保険で補装具の利用ができる方は、介護保険利用が優先となります。

年度別主な支給内容と実績

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理	購入	修理
車椅子	74	100	62	112	61	104	43	108	45	94
電動車椅子	10	67	7	62	6	49	9	60	11	8
補聴器	168	112	150	81	154	113	175	101	144	97
眼鏡	21	0	14	2	17	2	19	4	9	3
その他	270	80	225	75	232	87	254	55	262	111
合計	543	359	458	332	470	355	500	328	471	313

2) 地域生活支援事業

● 相談支援事業【相談G】（事業開始 平成18年10月）

障がいのある方（児）、またはその家族や支援者等からの相談に応じ、情報提供等の対応や必要な援助を行うことにより、障がいのある方（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

(1) 障がい者相談支援事業

障がいのある方（児）、またはその家族や支援者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、その他障がいのある方（児）の権利擁護のために必要な援助等を行う事業です。

令和2年度の障がい者相談支援事業は、一般社団法人 那覇市身体障害者福祉協会、社会福祉法人 若竹福祉会、特定非営利活動法人 わくわくの会、社会医療法人 葦の会、公益社団法人 沖縄県精神保健福祉会連合会（後述の地域活動支援センターI型として実施）の5法人へ委託し、次の事業所において実施しました。

延べ利用者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
那覇市障がい者相談支援センター すこやか				859
地域生活支援センター Enjoy	474	527	571	1,044
さぼーとせんたー i (あい)	503	618	515	734
相談支援事業所ひかり	1,055	1,063	1,150	1,645

※ 地域活動支援センターI型の実績については、後述の地域活動支援センターI型事業 (5) 利用状況 参照

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

(1) で実施する一般的な相談支援に加え、より専門的な相談員が、地域の相談支援事業者等に対する指導や助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ることを目的とした事業です。令和2年度より、3法人（担当相談員4名）への委託により実施しています。

【令和2～4年度委託先】

- ①社会福祉法人 若竹福祉会 ②特定非営利活動法人 わくわくの会 ③社会医療法人 葦の会

● **居住サポート事業【相談G】（事業開始 平成20年2月）**

賃貸契約による一般住宅（民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対し、入居に必要な調整等に係る支援と入居後の24時間電話相談等の支援を行い、障がいのある方の地域生活を支援する事業です。家賃債務保証を行う民間の保証会社に委託し実施しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入居支援（受付）	45	35	18	35
入居支援（入居成約）	21	12	6	3
居住継続支援(延) ※()内は新規数	68 (19)	70 (12)	71 (6)	68 (3)

● **ピアサポート事業【相談G】（事業開始 平成29年4月）**

障がいのある当事者がピアサポーターとなり、ピア（仲間）の視点で障がいのある方を支援し、また当事者同士が交流することで、障がいのある方の自立と社会参加の促進、活動の場の拡充を図ることを目的とした事業です。社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会へ委託し、那覇市障がい者地域生活支援センターゆいゆい内、『ゆいゆい ゆんたく相談室』で実施しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催回数	104	94	52
参加者数(延)	331	295	151

● **手話通訳者の設置【企画・庶務G】（事業開始 平成4年4月）**

聴覚や言語に障がいのある方のために、手話で対応できる専門の通訳者（3名）を障がい福祉課窓口を設置しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
通訳件数	1,007	974	953	1,204	1,286

● **手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成8年12月）**

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し、意思の疎通を図っています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
派遣件数	507	647	545	541	456

● **緊急夜間手話通訳者派遣事業【企画・庶務G】**

夜間緊急に聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、手話通訳者を派遣し意思の疎通を図ります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
派遣件数	0	1	2	1	0

● **要約筆記奉仕員派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成19年6月）**

聴覚及び言語等に障がいのある方の社会生活を円滑にするために、要約筆記奉仕員を派遣し、意思の疎通を図っています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
派遣件数	3	4	0	2	0

●専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）

①手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解ができる者に対し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成研修すること、また、要約筆記に必要な語彙及び基本技術を習得した要約筆記者を養成研修する。

②盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

盲ろう者のコミュニケーション手段と移動介助についての知識と技術等の講習を行い、通訳・介助員を養成研修する。

● 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業【企画・庶務G】（事業開始 平成 26 年 4 月）

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障害者の自立と社会参加を図るため、住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等に参加する場合、手話通訳者又は要約筆記者を派遣する事業です。

② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

視覚と聴覚に重複して障害のある方に対して、自立と社会参加を図るため、盲ろう者の多様なニーズにこたえる事のできる知識並びに技術を持ったものを派遣する事業です。

● 地域活動支援センター I 型事業【企画・庶務G】（施設名称：那覇市精神障がい者地域生活支援センター）

地域で生活する精神に障がいのある在宅の方々の社会復帰と社会参加の促進を図るため設置された施設です。平成 14 年度に開所し、平成 17 年度まで「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき実施されてきた精神障害者地域生活支援センターが、障害者自立支援法施行に伴い、平成 18 年 10 月 1 日から、地域活動支援センター I 型として、心の悩み、心の病をかかえ、社会の中で“生きづらさ”を感じながら地域で生活している精神に障がいのある方を支援しています。

(1) 事業の内容

- ・ 障害者相談支援事業 …… 福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等
- ・ 地域活動支援センター I 型事業 …… 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発 …等

(2) 利用時間

開館時間 月～日曜日(年中無休)午前 9 時～午後 7 時

(3) 施設の概要

施設名：那覇市精神障がい者地域生活支援センターグッドモーニング

種類：地域活動支援センター I 型

所在地：那覇市長田 1 丁目 24 番 27 号第 2 長田メディカルビル

開設者：那覇市

指定管理者：一般社団法人セレニティパークジャパン沖縄

指定管理期間：令和 3 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

(4) 建物その他の設備

構造：鉄筋造2階建 325.48 平方メートル

設備：相談室（専用）、静養室（男女別室専用）、談話室（専用）、食堂（専用・調理コーナー含む）、地域交流活動室兼訓練室（専用）、多目的トイレ・シャワー室等

(5) 利用状況

生活支援事業（延べ利用人数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
憩いの場利用	4,198	3,676	4,090	4,243	744
パソコン教室	1,809	1,705	1,338	1,482	180

生活相談（延べ利用人数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
電話相談	961	832	912	689	2,091
来所相談	164	213	512	234	668
訪 問	64	60	42	78	78

その他（延べ利用人数）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
地域交流事業	870	14	14	20	-
その他の生活支援	106	126	88	72	4

● 地域活動支援センターⅡ型事業【企画・庶務G】（施設名称：那覇市障がい者福祉センター）

那覇市障がい者福祉センターは、障がいのある方が、創作的活動、機能訓練などを行うことにより生活の改善及び身体機能の維持向上を図り、自立と社会参加を促進することを目的として設置された施設です。

障害者自立支援法施行に伴い、平成18年10月1日から、地域活動支援センターⅡ型事業を開始しました。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利用者数	4,561	4,759	4,949	4,442	3,536

(1) 那覇市障がい者福祉センター概要

所在地 那覇市古島2-14-4 (TEL 885-9444)

設置団体 那覇市

指定管理者 一般社団法人那覇市身体障害者福祉協会

開所年月日 昭和58年4月11日

敷地の面積 2,803.11平方メートル

建物の面積 595.97平方メートル

建物の構造 鉄筋コンクリート造平屋建

(2) 当センターにおける実施事業

1 地域活動支援センターⅡ型事業

①基礎的事業（創作的活動、生産活動の機会の提供等）

②機能強化事業（機能訓練、社会適応訓練、入浴等）

2 障がい者総合支援法規定する生活障がい福祉サービス事業（生活介護）

3 障がい者に関する各種の相談事業

4 障がい者に対する機能訓練事業

5 相談支援事業、等

(3) 開館時間及び休館日

開館時間：月～金曜日 午前9時～午後5時 休館：土曜・日曜・国民の祝日・慰霊の日・年末年始

● 地域活動支援センターⅢ型事業【企画・庶務G】

地域活動支援センターⅢ型事業所は、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行っています。本事業は、地域において障がい者に対する援護事業の実績を有し安定した運営が図られている、法人格を有した団体に委託して実施しています。

平成30年度 実施事業所

	名 称	住 所	電 話
1	ふくぎ	田原3-4-1	859-4020
2	なは	古島2-14-4	885-5667
3	ナカヤ	小禄1-4-15	857-7161
4	ハンディーサポートふれんど	牧志3-21-9	862-9567
5	はんたびあ	繁多川5-17-10	832-2555
6	ふいーど・ぱわー	牧志1-4-6	862-3061
7	まーじ	真地423-3	834-8853
8	ふれあいセンター	楚辺2-28-9	987-0877
9	ソーシャルハウスあごら	松川445-2	885-7274
10	サンブリッジ	安謝1-2-5	995-8965
11	ハーネス	樋川1-30-12	070-5693-7672

● 日常生活用具の給付事業【給付2G】（事業開始 平成18年度）

在宅の障がいのある方（児）に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容や程度に応じ、視覚障害者用時計・入浴補助用具・ネブライザー（吸入器）・手すり等（居宅生活動作補助用具）等の給付が受けられます。世帯の課税状況に応じ、費用の一部を負担していただきます。また、介護保険で利用が可能な方は、介護保険利用が優先となります。

令和2年度の給付状況は、5,530件（内、児童に対する交付が846件）となっています。なお、下記は、過去5年間の日常生活用具の主な給付内容と実績です。

《年度別主な交付内容と交付実績》

（ ）は児童に対する給付

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
視覚障害者用時計	12	14	14	11	17
入浴補助用具	28 (9)	24 (4)	22 (6)	19 (6)	24 (6)
ネブライザー	9 (2)	11 (5)	17 (9)	9 (3)	12 (6)
居宅生活動作補助用具	4	1	3	1	2
ストマ用装具	3,407	3,541	3,615	3,758	3,708
その他	1,552 (849)	1,544 (882)	1,540 (857)	1,694 (933)	1,767 (834)
合計	5,012 (860)	5,135 (891)	5,211 (872)	5,492 (942)	5,530 (846)

● リフト付きバス運行事業【企画・庶務G】（事業開始 平成2年10月）

市内に居住する身体に重度な障がいのある方で、既存の路線バスやタクシーを利用することが困難な皆さんを、自宅の玄関から目的地まで安全かつ安心して移送いたします。那覇市社会福祉協議会に委託しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	2,538	2,201	2,093	2,014	1,505

● **移動支援事業（ガイドヘルパー）【支援審査G】（事業開始 平成18年10月）**

屋外での移動が困難である障がいのある方（児）について、外出のための支援を行うことにより、障がい児・者の地域での自立生活および社会参加を促すことを目的としています。また、重症心身障がい児を対象に通学のための支援を実施しています。

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
実利用者数	283	29	277	28	279	18	275	16

● **日中一時支援事業【支援審査G】（事業開始 平成18年10月）**

障がいのある方（児）の家族の一時的な就労支援及び日常的に介護している家族への一時的な休息を目的とし、障がいのある方（児）の日中における活動の場を確保し、施設等において食事介助や入浴などの支援が受けられます。

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
実利用者数	86	75	88	67	81	79	77	63

● **那覇市障がい者運動会【企画・庶務G】（事業開始 昭和58年度）**

スポーツ、レクリエーション活動を通じて障がいのある方の体力増強を図り、交流等により社会参加を促進するために、運動会を開催しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
参加人数	608	台風により中止	516	435	コロナのため中止

※ 参加人数は、選手、応援、ボランティア、役員等の数です。

● **那覇市障がい者美術展【企画・庶務G】（事業開始 平成14年度）**

美術活動を通じて障がいのある方の社会参加の機会を上げるとともに、障がいに対する市民の理解や認識を深めるために、美術展を開催しています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入場者及び出品者数	1,075	2,167	1,411	コロナのため	639
出品件数	321	340	343	中止	295

● **訪問入浴サービス事業【支援審査G】**

自力、あるいは家族のみでは入浴することができない心身に重度な障がいのある方に対して定期的に身体障がい者が入浴するのに適した浴槽を運搬し、又は移動入浴車が巡回し、入浴サービスを行います。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数	1	1	1	1	1
利用件数	103	103	100	102	98

● **点字・声の広報等発行事業**

視覚に障がいのある方のために、市広報紙である「市民の友」の点字版と音訳版(カセットテープ)を発行

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市民の友 (点字印刷)	1,680	1,560	1,560	1,690	1,560
市民の友 (触ッテプ)	1,717	2,005	928	916	682
市民の友 (CD)	-	-	28	76	104
重度心身医療費 助成受給者証	459	456	456	433	435

● **自動車運転免許取得・改造助成事業【企画・庶務G】**（事業開始 平成 19 年度）

障がいのある方が自動車運転免許の取得に要する費用の一部及び身体障がい者が利用する自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業です。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年	令和 2 年
自動車運転免許取得助成	6	7	8	1	6
自動車改造助成	6	4	3	6	4

● **理解促進研修・啓発事業【相談G】**（事業開始 令和 3 年度）※旧ボランティア活動支援事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去及び共生社会の実現を図ることを目的に、地域の住民に対して障がい者等や障がい特性等に関する理解を深めるため、又は「心のバリアフリー」の推進を図るために、教室の開催や講演会、広報活動等を行う事業です。

令和 3 年度より、社会福祉法人若竹福祉会への委託により実施しています。

● **権利擁護推進事業【相談G】**（事業名変更 平成 29 年 4 月）※旧虐待防止対策支援事業

障がいのある方への虐待及び差別に対して、未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うために、地域における関係機関等との協力体制の整備や支援体制の強化を図ることを目的とした、障がいのある方の権利擁護を推進するための事業です。

虐待を受けた障がいのある方を保護・分離する手段として、緊急一時保護施設を確保しています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
緊急一時保護施設 利用者数	1	1	0	2	3

● **成年後見制度利用支援事業【相談G】**（事業開始 平成 16 年 3 月）

成年後見制度の利用が有効と認められる精神障がいまたは知的障がいのある方に対して、当制度の利用を支援することにより障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とした事業です。

また、被後見人等の所得及び資産状況等を勘案して、後見人等に対する報酬の助成も行っています。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
市長申立件数	8	4	1	0	3
報酬助成件数	14	13	11	18	13

● 発達障がい者サポート事業【相談G】（一部地域生活支援事業として事業開始 平成31年4月）

発達障がいのある方（児）又はその家族等からの相談に応じて、必要な情報提供等を行うとともにニーズにあわせた支援を行う事業です。また、保健、医療、福祉、教育等関係機関と連携し、発達障がいのある方（児）の円滑な社会生活の推進及びそのライフステージにあわせた継続的な支援を行っています。

① 事業概要及び実績（令和2年度）

(1) 発達障がい者及びその家族等に対する支援

ア 相談支援 1,614人

①電話 ②来所 ③メール ④訪問 ⑤支援会議 ⑥同行支援

イ 保護者支援（家族会の開催等）72人

(2) 支援現場等におけるトレーニング及び研修等の企画運営 ア～ウの計105回

ア ペアレントトレーニング（発達障がい者のご家族へご本人の支援方法に関する研修）86回

イ ティーチャーズトレーニング（発達障がい者の支援者へご本人の支援方法に関する研修）13回

ウ 学校等支援（保育所、小学校、中学校、企業、福祉事業所等における発達障がい者の支援方法に関する研修や講演会）6回

(3) 発達障がい者に対する就労支援及び本人支援のための活動 558人

(4) 研修会（県外講師等による） 3回

(5) 発達障がい者本人の日中活動の場の確保 279日

社会に出るための支援として、スタッフが利用者を常に見守り、安心して心地よい環境の中で過ごせるような居場所の整備をしています。

(6) リーフレット等の作成

② 実施形態

特別非営利活動法人 わくわくの会 に委託して実施

3) その他の事業

● 那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定【企画・庶務G】（事業開始 平成25年4月）

平成25年4月の中核市移行に伴い、那覇市内の指定障害福祉サービス事業者の指定を行っています。

指定障害福祉サービス事業者の指定状況（令和3年3月31日現在）

サービス種別	事業所数
居宅介護	43
重度訪問介護	39
行動援護	5
同行援護	23
療養介護	1
生活介護	19（共生型含む）
短期入所	10
施設入所	2
共同生活援助	32
自立生活援助	1
宿泊型自立訓練	1
自立（機能）訓練	0
自立（生活）訓練	12
就労移行支援（一般）	16

就労継続支援A型	24
就労継続支援B型	62
就労定着支援	10
特定相談（計画相談）	26
一般相談（地域移行）	2
一般相談（地域定着）	2
障害児相談支援	24
児童発達支援	50
医療型児童発達支援	1
居宅訪問型児童発達支援	0
放課後等デイサービス	74
保育所等訪問支援	6

● 自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（事業開始 平成 25 年 4 月）【給付 1 G】

平成 25 年 4 月の中核市移行に伴い、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を行っています。

自立支援医療機関の指定状況（令和 3 年 3 月 31 日現在）

	病院又は診療所	薬局	訪問看護
指定件数	25	146	17

● 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付状況【給付 1 G】

① 身体障害者手帳

身体に障がいのある方は、身体障害者福祉法第 15 条に規定される指定医師の診断書を添えて身体障害者手帳の交付申請をすることができます。市長は、申請に基づいて審査し、該当する者に身体障害者手帳を交付しています。この手帳で利用できる制度には、自立支援医療（更生医療）の給付、補装具及び日常生活用具の給付、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK 受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

身体障害者手帳障害種別交付状況

令和 3 年 3 月 31 日現在

障がい種別	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視 覚	338	223	28	46	65	20	720
聴覚・平衡	60	271	135	365	6	529	1,366
音声・言語	9	13	74	52	0	0	148
肢体不自由	1,413	1,504	787	879	428	276	5,287
内 部	2,721	148	1,571	1,858	0	0	6,298
計	4,541	2,159	2,595	3,200	499	825	13,819

身体障害者手帳等級別交付状況

障がい等級	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
1 級	4,473	4,496	4,577	4,540	4,541
2 級	2,295	2,290	2,235	2,190	2,159
3 級	3,002	3,016	2,907	2,706	2,595
4 級	3,322	3,400	3,368	3,238	3,200
5 級	479	485	478	488	499
6 級	727	752	786	821	825
計	14,298	14,439	14,351	13,983	13,819

② 療育手帳

知的に障がいのある方(児)に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの方に対する各種の援助措置を受けやすくするため、療育手帳を交付し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。手帳の申請は、知的に障がいのある方(児)又はその保護者が市を経由して県知事に行きます。手帳の交付は、市での申請後、沖縄県の中央児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）での審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、心身障害者扶養共済への加入、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

療育手帳程度別交付状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
A1	251	280	298	324	345
A2	542	623	659	700	726
B1	809	837	875	888	914
B2	1,202	1,231	1,256	1,295	1,341
総数	2,804	2,971	3,088	3,207	3,326

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方が、医療や福祉の支援を受けやすくし、精神障がいの自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。手帳の申請は、本人又は保護者等が市を経由して県知事に対して行きます。手帳の交付は、市での申請後、沖縄県の審査・承認を得るため、約2～3か月後になります。有効期間は2年間です。この手帳で利用できる制度には、障害福祉サービスの支給、国税、地方税の諸控除及び減免、公営住宅の優先世帯申請、NHK受信料の減免、公共施設の入場料の割引、交通運賃の割引等があります。

精神障害者保健福祉手帳交付状況

障がい等級	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1級	1,099	1,168	1,181	1,221	1,256
2級	3,265	3,320	3,531	3,669	3,680
3級	869	948	1,016	1,053	1,067
合計	5,233	5,436	5,728	5,943	6,003

● 身体障がい者福祉電話設置事業【給付2G】（事業開始 昭和52年5月）

在宅で外出することが困難な重度の身体障がいのある65歳未満の電話回線を保有しない世帯（非課税世帯）に、福祉電話を設置しています。毎月の助成額は2,600円で、その額を超過した料金については自己負担となります。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設置件数	14	12	12	12	10

● 緊急通報システム【給付2G】（事業開始 平成5年）

65歳未満の重度の身体障がい者等で、緊急時の連絡が必要な方に設置しています。利用者の自宅に緊急通報システム機器（本体）とペンダント式の送信機を設置し、通報センターと結んで緊急協力員の迅速な対応で緊急事態に備えています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用件数	6	7	7	6	5

● **特別障害者手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）**

① 受給資格

在宅で心身に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合や病院等に長期入院している方には支給できません。なお、所得による支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 27,350円（令和3年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	352	352	354	366	391

● **障害児福祉手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）**

① 受給資格

心身に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする在宅もしくは入院中の20歳未満の方に支給されます。ただし、施設に入所している場合には支給できません。なお所得による支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 14,880円（令和3年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	203	188	172	167	180

● **経過的福祉手当【給付2G】（事業開始 昭和61年4月）**

① 受給資格

昭和61年4月において、従来の福祉手当受給資格者で、特別障害者手当や障害基礎年金を受けていない方に手当が支給されます。ただし、施設入所した場合は支給できず、再申請はできません。また、所得による手当の支給制限があります。

② 手当額

1人につき月額 14,880円（令和3年度）

③ 支給月

年4回（2月・5月・8月・11月）支給

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	8	8	8	7	7

● **重度心身障がい者医療費等助成事業【給付2G】（事業開始 昭和52年10月）**

重度心身障がい者医療費等助成事業は、重度心身障がいのある方に対し、医療費等の一部を助成することによって、保健医療の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。なお、所得による資格制限があります。

〈受給対象者〉下記の①～③のすべてに該当する方

- ① 那覇市に居住している、または法令の規定により那覇市の区域外にある身体障害者更生援護施設に入所している方
- ② 那覇市国民健康保険など各種健康保険（医療保険）に加入している方
- ③ 以下（1）～（5）のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1級か2級の方
- (2) 療育手帳A1かA2の方
- (3) 身体障害者手帳3級で、かつ療育手帳B1の方
- (4) 特別児童扶養手当1級の支給対象児童で、かつ療育手帳B1の方
- (5) 国民年金法の障害基礎年金1級の受給者で、かつ療育手帳B1の方

※生活保護など、すべての医療費の免除を受けている方は該当しません。

※他市町村より決定を受け、当市の障害者（児）施設等に入所されている方は該当しません。

※療育手帳は沖縄県が交付しているものに限りです。

年度別医療費助成受給者数及び助成額

種別	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
受給者数	6,079	6,169	6,224	6,175	6,121
助成金額（円）	635,325,008	646,886,928	660,643,951	756,038,857	686,131,712

● 聴覚障がい者相談事業【企画・庶務G】（事業開始 昭和63年11月） 1人

聴覚に障がいのある方の生活、雇用などの問題について、専門の相談員を配置し、相談を行っています。

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	158	329	529	661	348

● 地域活動支援センターⅢ事業所販路拡大支援補助金交付事業【企画・庶務G】

地域活動支援センターⅢ型事業所の発展と安定化を図ることを目的に、事業所で製造したパンやお菓子及び手工芸品などの商品の販路を拡大するための事業。当該事業の目的を達成するため、地域活動支援センターⅢ型事業所が共同で運営する店舗の家賃について予算の範囲内で補助金を交付しています。

● ジョブサポーター派遣及び養成研修事業【企画・庶務G】（事業開始 平成20年6月）

障がいのある方が一般就労することにより自立及び社会参加の促進を図ります。

① 業務内容

- (1) ジョブサポーター派遣及び養成研修に関する業務
- (2) その他障がいのある方の就労に関する業務

② 業務形態

事業所と協定を締結し、真和志庁舎2階で実施している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
ジョブサポーター登録者数 (総登録者数)	18件 (58人)	0人 (48人)	13人 (56人)	22人 (77人)

※ジョブサポーター総登録者数については、ボランティア個人の事情により辞める（登録抹消）方もいるので、増減がある。

● **パーキングパーミット交付事業【企画・庶務G】（平成25年2月実施）**

障がいがあり、かつ歩行困難な方に「那覇市身障者用駐車場利用認定証」を交付し、車に掲示してもらうことで、身障者用駐車場の利用が適正であることを示しながら、他の駐車場利用者のマナーやモラルの向上に繋げていくことを目的に実施します。

● **ヘルプマーク交付事業【企画・庶務G】（平成30年10月実施）**

「ヘルプマーク」は、日常生活や災害時において、援助や配慮を必要としている方々が周囲に知らせることで援助を受けやすくすることを目的に、沖縄県が導入し、各市町村を窓口として希望者へ配布しております。本市では、障がい福祉課窓口の他、那覇市身体障害者福祉センター、那覇市内の地域包括支援センター18か所にて配布しております。

● **小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業【給付2G】（平成18年4月実施）**

障害者総合支援法等による日常生活用具給付制度の対象とならない在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、障がいの内容及び程度に応じ、日常生活用具給付が受けられます。ただし、世帯の収入に応じ費用の一部負担金が発生する場合があります。

《年度別主な交付内容と交付実績》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
車椅子	0	0	0	1	0
電気式たん吸引器	4	4	5	4	2
ネブライザー	3	4	4	3	2
パルスオキシメーター	3	1	2	0	3
その他	3	3	0	2	1
合計	13	12	11	10	8

● **軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業【給付2G】（平成28年1月実施）**

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器装用による言語の習得、コミュニケーション能力の向上及び教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進を図ることを目的として、軽度・中等度難聴児に対する補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成しています。

《年度別主な交付内容と交付実績》

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
購入	5	8	7	6	4
修理	6	5	5	8	10
合計	11	13	12	14	14